

2012年7月

もったぎゅっと少額短期保険株式会社

7月3日からの大雨により被害を受けられた皆様へ

このたび、7月3日からの大雨により被害を受けられました皆様に、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の災害救助法適用地域で被災されたご契約者さまについて、次のとおり特別な対応をとらせていただきますので、ご希望のご契約者様は弊社カスタマーセンターまでお申し出ください。

なお、今後、災害救助法適用地域が追加された場合も同様の対応をいたします。

1. 「保険証券」「届け出印」がない方について、便宜的なお手続きをさせていただきます。
2. 「更新契約の契約手続」および「保険料の払込」につきましては、一定期間の猶予を設ける特別措置を実施いたします。


災害救助法適用地域 (2012年7月5日現在)

災害救助法 適用市町村	法適用日
【大分県】 日田市	2012年7月3日

以上

<お申出・お問合せ先>

もったぎゅっとカスタマーセンター

 **0120-344-700**

受付時間 10:00～18:00 (土日・祝日、年末年始を除く)

*携帯電話からおかけ頂けます。